

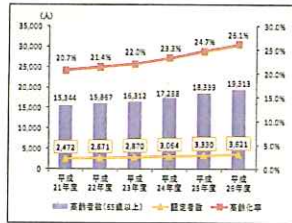
健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡

八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画(第5期)を策定

市は「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」(平成21年3月策定)を見直し、新たに平成24年度から26年度の3力年の高齢者健康福祉施策および介護保険事業の方向性と円滑な実施のための基本的事項を示した第5期の計画を策定しました。

市の高齢化の状況

市の高齢者数(65歳以上)は、グラフのとおり、平成26年度には平成23年度の約1.2倍、また、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は26.1%となり、4人に1人が高齢者という超高齢化社会の到来が予測されます。また、要支援・要介護認定者数も約1.3倍になり、それに伴い、介護



計画の基本的な考え方

第5期計画は、第4期計画の基本理念である「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を継承しつつ、高齢者が経験や能力を生かして元気に暮らせる環境を整えること、また、介護や医療が必要になった時、適切で十分なサービスが保証され、安心して高齢期の生活設計ができることに視点を置き、次の6点を基本目標としました。

基本目標

- ① 地域包括ケアの推進
- ② 健康づくりと介護予防の推進
- ③ 安心して暮らし続けられる生活環境の整備
- ④ 認知症対策の推進と家族介護者への支援
- ⑤ 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営
- ⑥ 社会参加と生きがいづくりの促進

また、基本理念を実現するために、特に推進する項目として3つの重点推進項目を設定しました。



重点推進項目

- ① 「医療と介護」の連携および地域包括支援センターの機能強化
 - ② 要介護高齢者の把握および支援
 - ③ 高齢者の「住まい」の在り方に関する検討と整備に向けた取り組み
- 市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して元気に過ごせるように、高齢者を取り巻くすべての人や関係機関、関係団体との協働により、基本理念の実現に向けた取り組みを推進します。計画書の概要版は、市ホームページで公開する予定です。

4月から対象を拡大

緊急通報(シルバーライフライン)システム整備事業

対象年齢を引き下げ(70歳から65歳に)

高齢者介護用品(紙おむつ等)助成事業

介護保険料を改定

介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料を改定します。

介護保険料の決め方

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、平成24年度から26年度に見込まれる介護保険サービス費用などから算出した、一人当たりの保険料基準額を基に、本人や家族の所得状況等に応じて決定します(表)。

平成24年度から26年度までの保険料基準額は、年額58,560円(月額4,880円)です。

※市では、今回の介護保険料の改定に伴う負担軽減のため、「特例第3段階の新設」「第7段階から第12段階までの細分化」により、保険料の負担能力に応じたバランスのとれた段階の設定を行いました。

■ 介護保険料(平成24年度～26年度)

段階	対象者	負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.48	28,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額(※2)と公的年金等収入額の合計が80万円未満の人		
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以上120万円以下の人	基準額 × 0.65	38,060円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2・特例第3段階に該当しない人	基準額 × 0.7	40,990円
特例第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税が課税されている人がいる場合)で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.9	52,700円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税が課税されている人がいる場合)で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額との合計が80万円を超える人	基準額 × 1.0	58,560円
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の人	基準額 × 1.08	63,240円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額 × 1.25	73,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.5	87,840円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.6	93,690円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.8	105,400円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 × 2.0	117,120円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額 × 2.2	128,830円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の人	基準額 × 2.3	134,680円

※1 老齢福祉年金とは、明治44(1911)年4月1日以前に生まれた人などで、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額とは収入金額から必要経費等を控除した所得の合計額です。

◆問い合わせ 高齢介護課